

平成19年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要												
◎予算 (16件) 総務部	平成19年度三重県一般会計予算 平成19年度三重県交通災害共済事業特別会計予算 平成19年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 平成19年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 平成19年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算 平成19年度三重県中央卸売市場事業特別会計予算 平成19年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 平成19年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 平成19年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 平成19年度三重県港湾整備事業特別会計予算 平成19年度三重県流域下水道事業特別会計予算 平成19年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 平成19年度三重県水道事業会計予算 平成19年度三重県工業用水道事業会計予算 平成19年度三重県電気事業会計予算 平成19年度三重県病院事業会計予算	<table border="1" data-bbox="756 376 1422 568"> <tr> <td>予 算</td> <td>16件</td> <td rowspan="5">議案</td> <td rowspan="5">56件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67件</td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p>	予 算	16件	議案	56件	条 例 案	30件	その他議案	10件	報 告	11件	計	67件
予 算	16件	議案	56件											
条 例 案	30件													
その他議案	10件													
報 告	11件													
計	67件													

区 分	件 名	概 要
◎条例案 (30件) 総務部	三重県副知事定数条例案	<p>地方自治法の一部改正に伴い、副知事の定数を定めるものである。</p> <p>(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 副知事の定数を1人とする。
<p style="text-align: center;"><参 考></p> <p>○ 地方自治法の一部改正 市町村の助役に代えて、市町村に副市町村長を置くものとし、<u>副知事及び副市町村長の定数は、条例で定めるものである。</u></p>		
警察本部	三重県留置施設視察委員会 条例案	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第21条第6項の規定に基づき、三重県留置施設視察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 趣旨、委員の定数等、委員長、報酬、費用弁償、庶務及び委任
<p style="text-align: center;"><参 考></p> <p>○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (組織等)</p> <p>第21条 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。</p> <p>3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4 委員は、非常勤とする。</p> <p>5 委員又は委員であった者は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、<u>委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</u></p>		

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案</p> <p>刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。</p> <p>(平成19年4月1日(一部公布の日、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第2号(地方自治法第238条の4の改正規定に限る。)の施行の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる条例において規定を整理する。 (出納長を削る。吏員→職員) (1) 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例 (2) 三重県県税条例 (3) 三重県統計調査条例 (4) 三重県建築審査会条例 (5) 主要農作物種子のほ場審査等に関する条例 (6) 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (7) 行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 (8) 三重県母子福祉センター条例 (9) 三重県営総合競技場条例 (10) 三重県都市公園条例 (11) 三重県営松阪野球場条例 (12) 三重県営ライフル射撃場条例 (13) 三重県身体障害者総合福祉センター条例 (14) 三重県立鈴鹿青少年センター条例 (15) みえこどもの城条例 (16) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例 (17) 三重県営サンアリーナ条例 (18) 三重県総合文化センター条例 (19) 三重県交通安全研修センター条例 (20) 三重県特定公共賃貸住宅条例 (21) 三重県営住宅条例 (22) 三重県立ゆめドームうえの条例 (23) 三重県視覚障害者支援センター条例 (24) 三重県立熊野古道センター条例 (25) 三重県特別職報酬等審議会条例 ・副出納長設置および定数条例を廃止する。 <p><参 考></p> <p>○ 地方自治法の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納長及び収入役を廃止し、普通地方公共団体に会計管理者を置くものである。 ・普通地方公共団体の吏員とその他の職員の区分並びに事務吏員及び技術吏員の区分を廃止するものである。 ・平成19年4月1日現に在職する出納長は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするものである。 <p>刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。</p> <p>(刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる条例において規定を整理する。(留置場→留置施設) (1) 三重県警察の組織に関する条例 (2) 三重県行政手続条例 <p><参 考></p> <p>○ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正</p> <p>刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に収容されている未決拘禁者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、その権利及び義務の範囲を明らかにするなど、その処遇に関する事項について定めるほか、留置施設及び海上保安留置施設の設置の根拠、留置施設への代替収容等について所要の規定を整備するものである。</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案</p>	<p>学校教育法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる条例において規定を整理する。 (盲学校、聾学校、養護学校→特別支援学校) (助教授→准教授)、(助手→助教、助手) (1) 職員の給与に関する条例 (2) 公立学校職員の給与に関する条例 (3) 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (4) 三重県建築基準条例 (5) 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の設置に関する条例 (6) 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例 <p>＜参 考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法等の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行うものである。 ・ 短期大学における教育の発展や学位についての国際的な動向等を踏まえ、卒業者に学位が授与されるよう制度の見直しを行うとともに、教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しを行うものである。
健康福祉部	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正等に伴い、関係条例の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる条例において規定を整備する。 (1) 三重県保健所手数料条例 (2) 三重県感染症の診査に関する協議会条例 ・三重県結核診査協議会条例を廃止する。 <p>＜参 考＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部改正 <p>最近の海外における感染症の発生の状況、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及びまん延を防止する対策を含め、総合的な感染症予防対策を推進するため、病原体等の所持等を規制する制度を創設するとともに、入院、検疫等の措置の対象となる感染症の種類を見直すほか、入院等の措置に際しての患者への説明等の手続に関する規定を設け、あわせて結核の予防等の施策に関する規定を整備するものである。</p> ○ 結核の予防等の施策に関する規定を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に整備することに伴い、結核予防法は廃止される。

区 分	件 名	概 要
政策部	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p>(平成19年4月1日(一部公布の日、平成19年4月16日、平成19年7月1日、平成19年10月1日、平成19年11月30日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可等の事務をすべての市町が処理することとする事務とする。 (2) 旅券法に基づく一般旅券の発給申請受理等の事務を名張市が処理することとする事務とする。 (3) 児童福祉法に基づく児童福祉施設設置の認可を得ていない施設からの運営状況の報告の受理、当該報告の公表等の事務を尾鷲市及び熊野市が処理することとする事務とする。 (4) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託の事務を名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市及び伊賀市が処理することとする事務とする。 (5) 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託の事務を名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市及び伊賀市が処理することとする事務とする。 (6) 農地法第4条第1項の規定に基づく農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。)等の事務を処理することとする市町に玉城町及び度会町を加える。 (7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務を各市町(四日市市を除く。)が処理することとする事務とする。 (8) 騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定、規制基準の設定等の事務を名張市が処理することとする事務とする。 (9) 悪臭防止法に基づく悪臭規制地域の指定、規制基準の設定等の事務を名張市が処理することとする事務とする。 (10) 振動規制法に基づく振動規制地域の指定、規制基準の設定等の事務を名張市が処理することとする事務とする。 (11) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽の設置等の届出の受理等の事務(地方財政法第6条に規定する公営企業として市町が設置し、又は管理する浄化槽に限る。)を処理することとする市町に多気町及び大台町を加える。 (12) 浄化槽法の規定に基づく浄化槽の設置等の届出の受理等の事務を大紀町が処理することとする事務とする。 (13) 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく届出の受理等の事務を処理することとする市町に玉城町を加える。 (14) 三重県屋外広告物条例に基づく広告物の表示及び掲出物件の設置の許可等の事務を処理することとする市町に大紀町を加える。 (15) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく設計の確認等の事務を津市及び鈴鹿市が処理することとする事務とする。 (16) 都市計画法に基づく許可とみなす協議の事務を津市及び鈴鹿市が処理することとする事務とする。 <p><参 考></p> <p>○ 地方自治法 (条例による事務処理の特例) 第252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。 2～4 (略)</p>

区 分	件 名	概 要								
総務部	三重県職員定数条例の一部を改正する条例案	<p>平成19年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局の職員の定数の改正を行うものである。 (平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員定数を改める。 <table border="1" data-bbox="774 421 1316 488"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事の事務部局</td> <td>4,800人</td> <td>4,715人</td> <td>△85人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	知事の事務部局	4,800人	4,715人	△85人
		現行	改正後	増減						
知事の事務部局	4,800人	4,715人	△85人							
知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案	<p>他府県における特別職に属する職員との均衡及び一般職に属する職員の給与構造改革に伴う改定並びに地方自治法の一部改正に伴う出納長の廃止等にかんがみ、特別職に属する職員の給料の額の改定を行うものである。 (平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の題名を知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(現行知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例)に改める。 知事及び副知事の給料の額の改正 知事 月額128万円(現行129万円) 副知事 月額101万円(現行102万円) 知事の退職手当の支給割合の改正 70/100(現行75/100) 教育長の給料の額の改正 月額80万8千円(現行81万5千円) 常勤の人事委員会委員の給料の額の改正 月額66万3千円(現行66万8千円) 常勤の監査委員の給料の額の改正 月額66万3千円(現行66万8千円) 公営企業管理者の給料の額の改正 月額80万8千円(現行81万5千円) 出納長に係る規定を削る。ただし平成19年4月1日現在に在職する出納長は、その任期中に限り、給料の額を月額86万円(現行87万円)とする。 									
	知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案	<p>県の財政状況及び地方自治法の一部改正に伴う出納長の廃止等にかんがみ、知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間の延長等の改正を行うものである。 (平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例の題名を知事及び副知事等の給与の特例に関する条例(現行知事、副知事及び出納長等の給与の特例に関する条例)に改める。 知事及び副知事等の給与を減額するための特例期間を平成20年3月31日(現行平成19年3月31日)まで延長する。 出納長に係る規定を削る。ただし、平成19年4月1日現在に在職する出納長は、その任期中に限り、給与を減額するための特例期間を平成20年3月31日(現行平成19年3月31日)まで延長する。 								

区 分	件 名	概 要
総務部 つづき	三重県手数料条例の一部を改正する条例案	<p>建築基準法の一部改正等にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行の日(一部公布の日、平成19年4月1日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <p>(1)介護保険法関係 手数料の区分及び収納機関の追加</p> <p>(2)建築基準法関係 構造計算適合性判定の手数料の設定</p> <p>(3)教育職員免許法関係 教育職員免許状の授与手数料を徴収する事務に特別支援教育領域を加える。</p>
<p align="center"><参 考></p> <p>○ 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部改正 建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講ずるものである。</p>		
県土整備部	三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案	<p>道路法施行令の一部改正にかんがみ、占用料についての規定を改正するものである。</p> <p>(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具についての占用料の額の基準を追加する。
警察本部	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案	<p>探偵業の業務の適正化に関する法律の制定並びに道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成19年6月1日(一部平成19年6月2日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・探偵業届出証明書交付手数料等を設ける。 ・運転免許試験手数料等の区分及び手数料の額の変更を行う。
<p align="center"><参 考></p> <p>○ 探偵業の業務の適正化に関する法律 探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とするものである。</p> <p>○ 道路交通法の一部改正 貨物自動車による事故防止を図るため、自動車の種類として中型自動車が創設され、これに対応する免許の種類として中型免許、中型二種免許及び中型仮免許が創設されたものである。</p>		

区 分	件 名	概 要
農水商工部	三重県営土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例案	<p>農業用施設アスベスト対策事業の実施に伴い、当該事業に係る分担金についての規定を整備するものである。 (平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設アスベスト対策事業に要する費用のうち、当該事業につき国から交付を受けるべき補助金の額を除いたものに100分の50を乗じて得た額の範囲内において、知事が定める額の分担金を徴収する。
健康福祉部	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案	<p>障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるユニバーサルデザインのまちづくりの実現を図るため、所要の改正を行うものである。 (平成19年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の題名を三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(現行 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例)に改める。 ・ユニバーサルデザインのまちづくりの定義を、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりとする。 ・基本方針に、誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進することを加える。
<参 考>		
<p>○ バリアフリー</p> <p>障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。</p>		
<p>○ ユニバーサルデザイン</p> <p>バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方</p>		
農水商工部	三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案	<p>他道府県の農業大学校における授業料の額との均衡を考慮して、三重県農業大学校の授業料の額を改定するものである。 (平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県農業大学校の授業料を118,800円(現行115,200円)とする。ただし、平成19年度は116,400円とし、平成20年度は117,600円とする。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例の一部を改正する条例案	<p>レクリエーション用船舶の利便に供することを目的として、臨港地区内に新たな分区としてマリーナ港区を指定することに伴い、当該分区における禁止構築物についての規定を追加するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マリーナ港区における禁止構築物を定める。
	<p style="text-align: center;"><参 考></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾法（第39条、第40条、第40条の2、第41条） 港湾管理者は港湾の管理運営を円滑ならしめるため、臨港地区内に分区を設け、分区内における建築物その他の構築物の用途を規制するとともに、当該分区の目的を著しく阻害する構築物を除去することができる。 ○ 臨港地区 港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾法38条の規定により港湾管理者が定めた地区 	
	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案	<p>道路交通法の一部改正にかんがみ、使用料についての規定を改正するものである。</p> <p>(平成19年6月2日（一部平成19年4月1日）から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津ヨットハーバーの区域内の港湾施設の野積場において徴収する使用料に中型自動車の保管に係る使用料を加える。
	<p style="text-align: center;"><参 考></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通法の一部改正 貨物自動車による事故防止を図るため、自動車の種類として中型自動車が創設され、これに対応する免許の種類として中型免許、中型二種免許及び中型仮免許が創設されたものである。 	
都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>都市計画法及び都市計画施行令の一部改正に伴い、規定を整備するものである。</p> <p>(平成19年11月30日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の趣旨等に係る規定を整備する。 (条項の繰り下げ等) 	

区 分	件 名	概 要																																
県土整備部 つづき	三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案	<p>下水道の普及啓発を図るため、流域下水道処理場に公園等を設置するとともに、その管理について必要な事項を定めるものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の公園等の設置についての規定を整備する。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>北部処理区スポーツ広場</td> <td>三重郡川越町大字亀崎新田</td> </tr> <tr> <td>松阪処理区高須町公園</td> <td>松阪市高須町</td> </tr> <tr> <td>宮川処理区スポーツ広場</td> <td>伊勢市大湊町</td> </tr> </table> 使用期間、使用の許可、使用の制限等について定める。 使用料について定める。 	北部処理区スポーツ広場	三重郡川越町大字亀崎新田	松阪処理区高須町公園	松阪市高須町	宮川処理区スポーツ広場	伊勢市大湊町																										
北部処理区スポーツ広場	三重郡川越町大字亀崎新田																																	
松阪処理区高須町公園	松阪市高須町																																	
宮川処理区スポーツ広場	伊勢市大湊町																																	
教育委員会	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案	<p>学校教育法等の一部改正に伴い必要な改正を行うとともに、平成19年度における公立学校の児童生徒数の増減に伴う教職員定数の変動等に伴い公立学校職員の定数の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立学校職員定数を改める。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県立学校</td> <td>高等学校</td> <td>3,976人</td> <td>3,858人</td> <td>△118人</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>1,012人</td> <td>1,048人</td> <td>36人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(現行 盲・聾・養護学校)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町立学校</td> <td>小学校</td> <td>7,359人</td> <td>7,328人</td> <td>△31人</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>3,965人</td> <td>3,915人</td> <td>△50人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>16,312人</td> <td>16,149人</td> <td>△163人</td> </tr> </tbody> </table>			現行	改正後	増減	県立学校	高等学校	3,976人	3,858人	△118人	特別支援学校	1,012人	1,048人	36人	(現行 盲・聾・養護学校)				市町立学校	小学校	7,359人	7,328人	△31人	中学校	3,965人	3,915人	△50人	合計		16,312人	16,149人	△163人
		現行	改正後	増減																														
県立学校	高等学校	3,976人	3,858人	△118人																														
	特別支援学校	1,012人	1,048人	36人																														
	(現行 盲・聾・養護学校)																																	
市町立学校	小学校	7,359人	7,328人	△31人																														
	中学校	3,965人	3,915人	△50人																														
合計		16,312人	16,149人	△163人																														
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成18年10月11日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告等にかんがみ、公立学校職員の休息時間の規定を改正するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 休息時間に係る規定を削る。 																																
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	<p>県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため三重県立長島高等学校を廃止するとともに、国及び他県の高等学校における授業料の額との均衡を考慮して県立高等学校の授業料の額を改定するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県立長島高等学校に係る規定を削る。 県立高等学校の授業料の額を改定する。 <p>※授業料の改定の主な内容</p> <p style="margin-left: 20px;">全日制で単位制によらない課程</p> <p style="margin-left: 40px;">年額 118,800円(現行 115,200円)とする。ただし、平成19年度は116,400円とし、平成20年度は117,600円とする。</p>																																

区 分	件 名	概 要																								
教育委員会 つづき	三重県立特殊教育諸学校条例の一部を改正する条例案	<p>学校教育法等の一部改正に伴い、規定を整備するとともに、三重県立特別支援学校の名称を変更するものである。 (平成19年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の題名を三重県立特別支援学校条例(現行 三重県立特殊教育諸学校条例)に改める。 ・三重県立特別支援学校の名称を改める。 																								
	<p>＜参 考＞</p> <p>○ 学校教育法等の一部改正 中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の提言を踏まえ、現在の盲・聾・養護学校の区分をなくし特別支援学校とし、小中学校等において特別支援教育を推進するための規定を法律上に位置づけるものである。</p>																									
警察本部	三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案	<p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正等を行うものである。 (規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官の定員を改める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警視</td> <td>110人</td> <td>111人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>警部</td> <td>228人</td> <td>231人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>警部補及び巡査部長</td> <td>1,706人</td> <td>1,737人</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td>巡査</td> <td>893人</td> <td>908人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,937人</td> <td>2,987人</td> <td>50人</td> </tr> </tbody> </table>		現行	改正後	増減	警視	110人	111人	1人	警部	228人	231人	3人	警部補及び巡査部長	1,706人	1,737人	31人	巡査	893人	908人	15人	合 計	2,937人	2,987人	50人
	現行	改正後	増減																							
警視	110人	111人	1人																							
警部	228人	231人	3人																							
警部補及び巡査部長	1,706人	1,737人	31人																							
巡査	893人	908人	15人																							
合 計	2,937人	2,987人	50人																							
防災危機管理部	三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例案	<p>防衛省の設置に伴い、規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県国民保護対策本部及び三重県緊急対処事態対策本部の会議についての規定を整備する。 (防衛庁長官→防衛大臣) 																								
	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例案	<p>災害救助法施行令の一部改正にかんがみ、障害補償の支給基準となる障害の程度についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴う応急措置の業務に従事した者が負傷し、障害が残った場合の障害補償に係る規定を整備する。 																								
	<p>＜参 考＞</p> <p>○ 障害対象の拡大 11級に追加…10本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 13級の変更…片手の小指を失ったもの→片手の小指が用をなさなくなったもの など</p> <p>○ 障害の対象概念を広げたもの 耳殻→耳 精神→神経系統の機能又は精神 など</p> <p>○ 用語を適切な表現へと見直し 奇形→変形 など</p> <p>○ 用語をより適切な表現に改めたもの 第一指関節→近位指節間関節 など</p>																									

区 分	件 名	概 要
農水商工部	三重県産業動物獣医師確保修学資金貸付事業資金返還免除に関する条例を廃止する条例案 <参 考> ○ 条例の概要 県内における産業動物獣医師の養成及び確保を図るため、学校教育法第1条の大学において獣医学を履修する課程の第5年次及び第6年次に在学する者であって、将来産業動物獣医師として県内の産業動物診療機関等で診療業務に従事しようとするものに対して貸し付ける修学資金として、知事が社団法人三重県畜産会に貸与した事業資金の返還の免除について定めるものである。	三重県産業動物獣医師確保修学資金貸付事業を廃止するため、同事業について定めた三重県産業動物獣医師確保修学資金貸付事業資金返還免除に関する条例を廃止するものである。 (公布の日から施行)

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (10件) 総務部	全国自治宝くじ事務協議会 規約の一部変更について	全国自治宝くじ事務協議会に新潟市及び浜松市が加入することについて、全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第301号）の一部を変更するものである。 （平成19年4月1日から施行）
	関東・中部・東北自治宝く じ事務協議会規約の一部変 更について	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会に新潟市及び浜松市が加入することについて、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年三重県告示第302号）の一部を変更するものである。 （平成19年4月1日から施行）
環境森林部	林道関係建設事業に対する 市町の負担について	平成19年度において県の行う林道関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
農水商工部	県営農水産関係建設事業に 対する市町の負担について	平成19年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。

区 分	件 名	概 要
県土整備部	土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成19年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
政策部	財産の取得について	<p>紀南中核的交流施設整備事業用地の取得</p> <p>1 場所 熊野市久生屋町字馬ノ瀬1293番他116筆</p> <p>2 面積等 土地 148,867.01㎡ 立木 一式</p> <p>3 契約金額 321,032,248円</p>
	四日市港管理組合同規約の変更にかかる協議について	<p>地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、四日市港管理組合同規約の一部を改正するものである。</p> <p>(変更内容)</p> <p>(1)「出納長」を廃止し、新たに「会計管理者」を置く。</p> <p>(2)「吏員その他の職員」に換え、「職員」を置く。</p> <p>(施行期日等)</p> <p>(1)平成19年4月1日から施行する。</p> <p>(2)この規約の施行の際現に在職する出納長は、その任期中に限り、なお従前の例により、在職するものとする。</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について</p> <p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。 （平成19年2月1日で事務受託をする団体） 三重県後期高齢者医療広域連合</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するため、協議するものである。 （平成19年3月31日で事務受託を廃止する団体） 尾鷲地区広域行政事務組合</p>
生活部	<p>三重県男女共同参画基本計画の変更について</p>	<p>今日の男女共同参画をめぐる社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、三重県男女共同参画推進条例に基づき平成14年3月に策定した三重県男女共同参画基本計画の変更を行うものである。</p> <p>＜参 考＞</p> <p>1. 三重県男女共同参画基本計画の変更について 平成14年3月に策定した「三重県男女共同参画基本計画」について、策定後の法制度や社会経済情勢の変化等をふまえ、今後の基本的な取組方向を明らかにするため、同計画の変更を行う。</p> <p>2. 施策の主な改訂内容について 重点的に取り組む事項を踏まえ、計画全般にわたって施策の追加や現施策の充実を図っている。</p> <p>①「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待する。」との国の目標（平成15年度決定）を踏まえ、県においても、県・市町の審議会委員等への女性の登用を促進するなど、効果的な取組を進める。</p> <p>②新たな取組を必要とする、防災（災害復興を含む）、地域づくり、観光、環境等の各分野における男女共同参画を推進し、地域におけるネットワークづくり活動の支援などを行う。</p> <p>③社会参画や就業したい意欲のある女性が、誰でも能力発揮できるよう、女性のチャレンジを支援する。また、企業等に対してポジティブ・アクションの取組を働きかける。</p>

区 分	件 名	概 要
◎報告 (11件) 県土整備部	専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)	県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和 解を含む。)を行った。
総務部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年11月20日に四日市市新正地内の三重県四日 市庁舎駐車場において発生した四日市県税事務所(税務室) に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額につ いて和解した。 損害賠償額 57,624 円
環境森林部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年11月13日津市芸濃町椋本地内の県道津関線 において発生した津農林水産商工環境事務所(環境室)に係 る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について 和解した。 損害賠償額 100,065 円

区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年2月16日鈴鹿市肥田町地内の国道23号において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 110,788 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年8月16日鈴鹿市中旭が丘地内の県道鈴鹿亀山線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 76,650 円 損害賠償額 52,946 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年8月19日桑名市長島町地内の高速自動車道国道近畿自動車道名古屋神戸線(通称伊勢湾岸道)長島パーキングエリア内において発生した高速道路交通警察隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 126,895 円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の決定について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年11月4日四日市市東新町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 63,945 円
	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年11月22日四日市市大字塩浜地内の国道23号において発生した桑名警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 289,853 円
県土整備部	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)	平成18年5月29日亀山市栄町地内の国道306号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 134,190 円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部 つづき</p>	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成18年8月9日志摩市浜島町迫子地内の県道浜島阿児線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 27,708 円</p>
	<p>専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について)</p>	<p>平成18年9月24日伊勢市宇治館町地内の県道伊勢磯部線において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 261,011 円</p>